

## 第 4 章 關係地域



## 第 4 章 関係地域

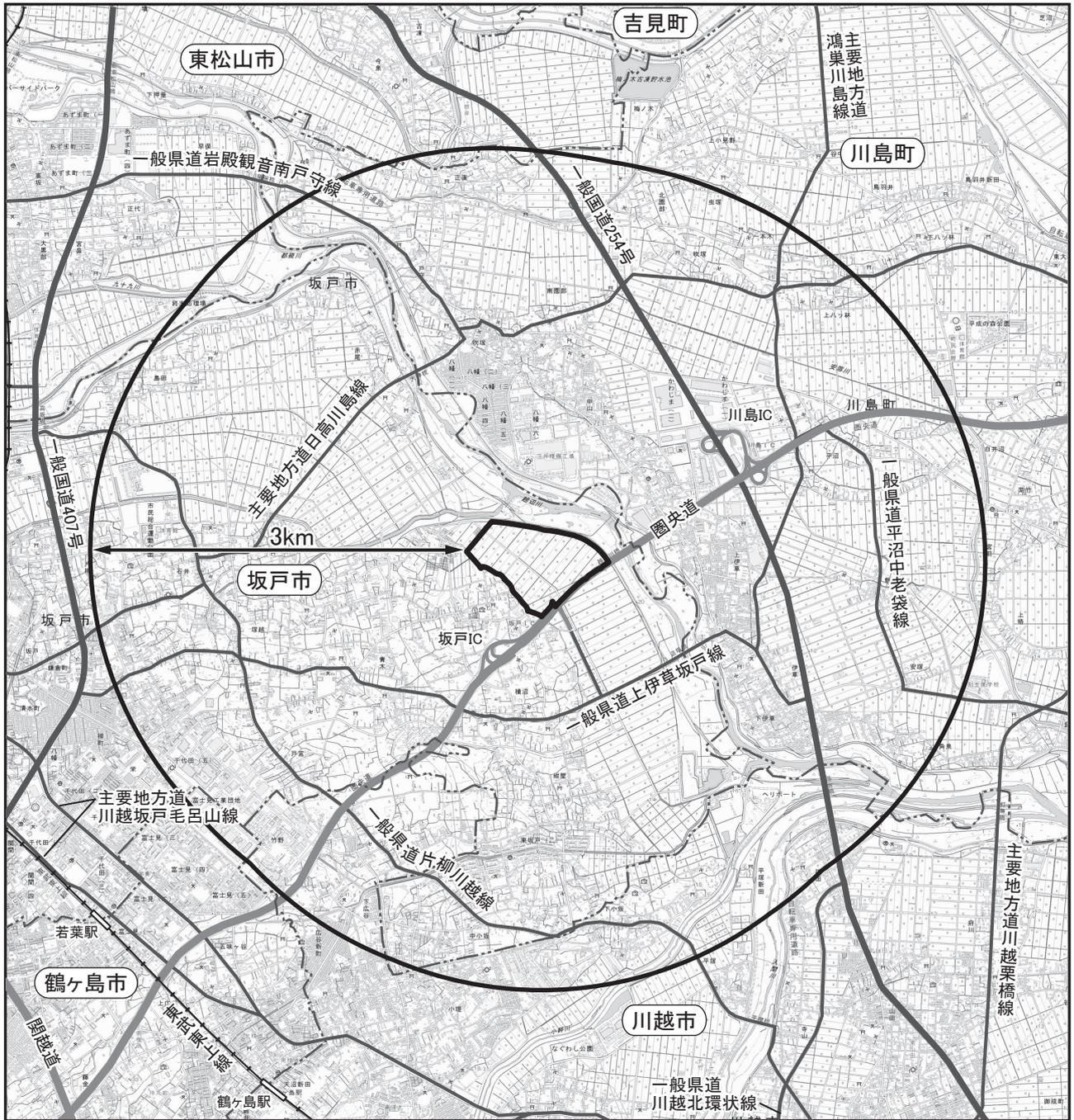
### 4.1 環境に影響を及ぼす地域の基準

本事業に係る環境に影響を及ぼす地域は、「埼玉県環境影響評価条例施行規則」別表第二に基づき、「対象事業が実施される区域の周囲 3 キロメートル以内の地域」を基準として設定した。

### 4.2 環境に影響を及ぼす地域

前項の基準に基づき設定した、本事業に係る環境に影響を及ぼす地域は、図 4.2-1 に示すとおりであり、以下の 4 市 1 町の一部が含まれる。

- ・埼玉県 坂戸市、川島町、川越市、東松山市、鶴ヶ島市



凡例

-  : 計画地
-  : 市町界
-  : 圏央道
-  : 一般国道
-  : 主要地方道、一般県道
-  : 鉄道(東武東上線)
-  : 環境に影響を及ぼす地域(計画地敷地境界から3km)

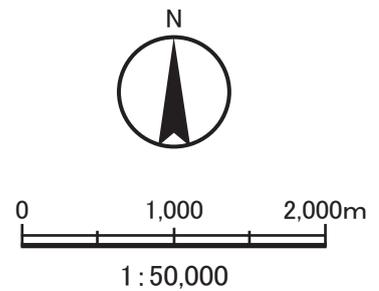


図4.2-1 環境に影響を及ぼす地域